

## 中間試案の取りまとめに向けた補足的な説明資料（修正版）

- 1 中間試案の取りまとめの際には、試案に示された規律や考え方それ自体の当否を取りまとめるのではなく、そういった考え方や規律についてパブリックコメントの手続で国民一般の意見を聴くことの当否について御議論いただくことが想定される。そのため、試案の本文に「・・・ものとする。」という形で特定の改正提案が記載されているとしても、必ずしもそれが部会の中でコンセンサスがとられたことや多数派の意見であることを意味するものではなく、また、【甲案】【乙案】といった両論併記がされているものについて、その記載の順序に何らかの優劣があるものでもないことを想定している。

なお、一部の項目においては、「・・・考え方について、引き続き検討するものとする。」などの文末表現が用いられている。これは、現時点までに十分に具体性のある特定の改正提案をまとめることができなかつたものであるが、一定の方向での考え方に基づいた改正の是非について今後の審議で引き続き検討することを意味するものである（パブリックコメントでは、「引き続き検討する」こと自体の是非のみではなく、そこに示された考え方の是非等についても意見を募集することが想定される。）。

- 2 また、中間試案を公表し、パブリックコメントの手続を実施する際にも、中間試案の補足説明があわせて公表されることとなるが、これは、事務当局である法務省民事局（参事官室）の責任において、試案の趣旨等を補足的に説明する目的で作成される資料であり、飽くまでも試案についての検討を加える際の参考資料にすぎず、それ以上の意味を持つものではないものと位置付けられる。
- 3 パブリックコメントの手続では、団体・個人を問わず、誰でも、中間試案に対する意見を提出することができることとなる。

その結果は、部会の委員・幹事を拘束するものではないが、今後の議論の参考になると思われるため、事務当局においてその内容を取りまとめた資料を作成した上で、しかるべき時期に部会の委員・幹事にお示しすることになると思われる。なお、パブリックコメントは、中間試案に示された規律や考え方に対する賛否の多数決をとるものではないため、その結果を取りまとめるに当たっては、その賛成意見や反対意見の数の集計がされるわけではない。